

利用契約書

ー 通所介護サービス ー

社会福祉法人賛育会

豊野中央デイサービスセンター

様（以下「契約者」という。）と豊野中央デイサービスセンター（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第一章 総則

（契約の目的）

第1条

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、第4条及び第5条に定める通所介護サービスを提供します。

2.事業者が利用者に対して実施する通所介護サービスの内容、利用日、利用時間、費用等の事項（以下「通所介護計画」という。）は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第2条

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（通所介護計画の決定・変更）

第3条

事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の通所介護計画を作成するものとします。

2.事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3.事業者は、通所介護計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4.事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、通所介護計画を変更するものとします。

5.事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第4条

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、日常生活上の援助提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度を超える通所介護サービスを提供するものとします。(その場合の利用料金は契約者が負担するものとします。)

(利用者等への説明)

第6条

事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2.契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第7条

利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

2.第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3.前項の他、契約者は食費と活動費、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

4.利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

5.事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ送付します。

- 6.利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに、口座引き落としか、銀行振り込み、現金支払いのいずれかの方法で支払います。
- 7.事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(利用日の中止・変更・追加)

第8条

契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2.契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3.事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

(利用料金の変更)

第9条

第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2.第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して、変更を行う日の1か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3.契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2.事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3.事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを5

年間保管します。契約者もしくはその代理人はこれを閲覧もしくは複写物の交付を請求できるものとします。ただし、コピー代をいただくものとします。

4. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第11条

事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(個人情報の保護)

第12条

事業者は、利用者又はその家族から、別紙の個人情報利用同意書により同意を得ない限り、利用者の個人情報は提供しません。

(相談・苦情対応)

第13条

事業者は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望・苦情に対し別紙の通りとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第14条

利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償(事業者の義務違反)

(損害賠償責任)

第15条

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により

契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2.事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第16条

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1)契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2)契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3)利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4)契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第17条

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第18条

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

(4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(6) 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2.事業者は、前項第(1)号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(契約者からの中途解約)

第19条

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2.契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1) 第9条第3項により本契約を解約する場合

(2) 利用者が入院・入所し、3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態である場合

(3) 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

(契約者からの契約解除)

第20条

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合

(2) 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者からの契約解除)

第21条

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(2) 契約者による、第7条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(清算)

第22条

第18条第1項により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第14条第2項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。

第七章 その他

(協議事項)

第23条

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 住 所 長野県長野市豊野町豊野655番地5
事業者名 社会福祉法人賛育会 豊野中央デイサービスセンター
代表者名 施設長 小林 正和 印

契約者 住 所
氏 名 印

(代筆者)

利用者家族 住 所
氏 名 印

個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

- ① 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- ② 医療機関において、治療を円滑に実施するために必要な場合
- ③ 別紙に記載の個人情報の利用目的

2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 本人および家族が、使用を特別に禁じた事項については公開しないこと。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ② 要介護認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）。
- ③ その他の情報

以 上

2003年 4月 1日施行

2005年 4月 1日改訂

年 月 日

豊野中央デイサービスセンター 様

利用者

氏名 _____ (印)

(代筆者

)

家族代表 (代理人)

氏名 _____ (印)

(利用者との関係

)